



宮 崎 県 公 報

平成22年12月2日（木曜日） 第 2240 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 1		○県営土地改良事業に係る換地計画の策定（4件）……………（農村整備課） 12
告 示		○都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課） 13
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課） 10		○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定……………（建築住宅課） 13
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ " ） 10		○入札公告…………… 14
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（ " ） 10		選挙管理委員会告示
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ " ） 10		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 15
○有害興行の指定……………（子ども家庭課） 11		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 15
○民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 11		○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 15
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 11		○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 16
公 告		正 誤
○歯科技工士国家試験の実施……………（医療薬務課） 11		○平成22年5月20日付け県公報（号外第43号の2）中…………… 17
		○平成22年6月11日付け県公報（号外第52号）中…………… 17

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第46号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和48年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（免許の申請）</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の免許の申請は、別記様式第1による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の免許の申請は、別記様式第1による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） <u>写真（申請前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの。第5条第2項及び第6条第1項において同じ。）</u></p>
<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 二級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる事項に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に、免許証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 二級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる事項に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、写真を貼付した別記様式第3による申請</p>

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、名簿を訂正し、かつ、免許証を書き換えて、当該届出をした者に交付するものとする。

(免許証の再交付の申請)

第6条 二級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、別記様式第3による申請書により、知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

2 免許証を汚損した二級建築士又は木造建築士が前項の申請をする場合には、その汚損した免許証を添えてしなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の申請をした後、紛失した免許証を発見したときは、発見した日から10日以内に、当該免許証を知事に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第8条 法第8条の2の規定による届出は、別記様式第5により、免許証を添えてしなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第94条において準用する同法第63条第1項に規定する者は、失踪の宣告を受けた日から30日以内に、別記様式第6により、免許証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

(免許取消しの申請)

第8条の2 法第9条第1項第1号の規定による免許取消しの申請は、別記様式第7により、免許証を添えてしなければならない。

(免許を取り消された者の免許証の提出)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第3号から第5号まで又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、その取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に提出しなければならない。

(業務の停止を命ぜられた者の免許証の提出等)

第10条 二級建築士又は木造建築士は、法第10条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたときは、遅滞なく、免許証を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された免許証を業務の停止を命じた期間の満了の日まで領置するものとする。

書に、免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本を添えて、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、名簿を訂正し、前項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、当該申請をした者に交付するものとする。

(免許証の再交付の申請)

第6条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、写真を貼付した別記様式第3の2による申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証又は免許証明書を添えて、知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に免許証を再交付するものとする。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の申請をした後、紛失した免許証又は免許証明書を発見したときは、発見した日から10日以内に、当該免許証又は免許証明書を知事に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第8条 法第8条の2の規定による届出は、別記様式第5により、免許証又は免許証明書を添えてしなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第94条において準用する同法第63条第1項に規定する者は、失踪の宣告を受けた日から30日以内に、別記様式第6により、免許証又は免許証明書を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

(免許取消しの申請)

第8条の2 法第9条第1項第1号の規定による免許取消しの申請は、別記様式第7により、免許証又は免許証明書を添えてしなければならない。

(免許を取り消された者の免許証又は免許証明書の提出)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、その取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に提出しなければならない。

(業務の停止を命ぜられた者の免許証又は免許証明書の提出等)

第10条 二級建築士又は木造建築士は、法第10条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたときは、遅滞なく、免許証又は免許証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された免許証又は免許証明書を業務の停止を命じた期間の満了の日まで領置するものとする。

(名簿の閲覧)

第10条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するための閲覧所(以下「名簿閲覧所」という。)の場所は、県土整備部建築住宅課とする。

2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があるときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧者の住所、氏名及び閲覧理由を記載した書面を、知事に提出し

第11条 削除

なければならない。

5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所の場所以外の場所に移動してはならない。

6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(指定の申請)

第11条 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第11条の3 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

（登録等事務規程の認可の申請等）

第11条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る登録等事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- （1） 変更しようとする事項
- （2） 変更しようとする年月日
- （3） 変更の理由

（事業計画等の認可の申請等）

第11条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- （1） 変更しようとする事項
- （2） 変更しようとする年月日
- （3） 変更の理由

（登録状況の報告）

第11条の6 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を建築士の別ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- （1） 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- （2） 当該四半期における免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数
- （3） 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の規定により添付する書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- （1） 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- （2） 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第11条の7 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- （1） 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- （2） 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休止又は廃止の許可の申請）

第11条の8 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- （1） 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- （2） 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- （3） 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第11条の9 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- （1） 法第5条の2、法第8条の2又は第8条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項
- （2） 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は同省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 同省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- （3） 第17条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

（免許の取消し等の処分の通知）

第11条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- （1） 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- （2） 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- （3） 処分の内容及び処分を行った年月日

（公示）

第11条の11 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、県公報で告示することによって行う。

（規定の適用）

第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第5条、第6条、第9条、第9条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項、第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。

（電子情報処理組織による受験の申込み等）

（電子情報処理組織による受験の申込み等）

第15条の2 指定試験機関は、第13条第1項の規定による学科試験の免除の申請及び前条第2項の規定による受験の申込み（以下「

第15条の2 指定試験機関は、第13条第1項の規定による学科試験の免除の申請及び前条第2項の規定による受験の申込み（以下「

受験の申込み等」という。)については、第13条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)及び前条第2項の規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、電子情報処理組織(指定試験機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2・3 [略]

(合格の公告及び通知)

第16条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を公告し、その旨を本人に通知するものとする。

2 [略]

(指定の申請)

第17条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2)～(10) [略]

(11) 法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の役員の誓約書

(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出)

第18条 [略]

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定試験機関及び法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

受験の申込み等」という。)については、第13条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)及び前条第2項の規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、電子情報処理組織(指定試験機関の使用に係る電子計算機と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2・3 [略]

(合格の公告及び通知)

第16条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、その旨を本人に通知するものとする。

2 [略]

(指定の申請)

第17条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2)～(10) [略]

(11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出)

第18条 [略]

(登録簿等の閲覧)

第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供するための閲覧所(以下「登録簿等閲覧所」という。)の場所は、県土整備部建築住宅課とする。

2 登録簿等の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿等の整理その他必要があるときには、臨時に当該登録簿等を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」という。)は、登録簿等閲覧者の住所、氏名、及び閲覧理由を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所の場所以外の場所に移動してはならない。

6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は登録簿等を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定登録機関、法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者、指定試験機関及び法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

申請者	ふりがな 氏 名	-----	本 籍	都道 府県	性別
	生年月日	年 月 日	現住所	(郵便番号) (電話)	
二級 木造 建築士 試験	合格した年	年			
	合格通知書の日付	年 月 日			
	合格番号	第 号			

を

申請者	ふりがな 氏 名	-----	本籍	都道 府県	写真
	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
二級 木造 建築士 試験	現住所	〒	電話		
	合格した年	年			
	合格通知書の日付	年 月 日			
	合格番号	第 号			

1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真を、のりではり付けてください。
2 貼付した写真は免許証に転写されます。

に改める。

別記様式第2及び別記様式第2の2を次のように改める。

様式第2 (第4条関係)

(表)

二級建築士免許証

(氏 名) 年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号

登録年月日 年月日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
二級建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

宮崎県知事(氏 名) 印

2.4cm

3.0cm

写
真

5.4cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

4.2cm

7.5cm

様式第 2 の 2 (第 4 条関係)

(表)

↑ 5.4cm ↓	木造建築士免許証	↑ 2.4cm ↓ 3.0cm 写真
	(氏 名) 年 月 日生 木造建築士登録番号 第 号 登 録 年 月 日 年 月 日	
建築士法 (昭和25年法律第 202号) により 木造建築士の免許を与えたことを証する。		
年 月 日 宮崎県知事 (氏 名) 印		
← 8.5cm →		

(裏)

↑ 4.2cm ↓	講習受講履歴		
	講習の種別	修了年月日	修了証番号
← 7.5cm →			

別記様式第 3 中

ふりがな 氏 名	①	生年月日	年 月 日	性別	
本 籍	都道府県				
現 住 所	(郵便番号) (電話)				
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日		

を

ふりがな 氏 名		本籍	都道府県	写真
生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 4.5cm、横 3.5cmの写真を、のりではり付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
現住所	〒 電話			
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日	

に改め、同様式を別記様式第 3 の 2 とし、別記様式

第 2 の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3（第 5 条関係）

二級
木造 建築士免許証書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名 ㊟

登録事項に変更を生じたので、建築士法施行細則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり免許証の書換え交付を申請します。

ふりがな 氏 名				写 真 1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 4.5cm、横 3.5cm、の写真を、のりではり付けてください。
生 年 月 日	年 月 日			
性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	本籍	都道 府 県	2 貼付した写真は免許証に転写されません。
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日	
現 住 所	〒 電話			
登 録 の 変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日			
理 由				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 8 条の 2、第 9 条及び第 10 条の改正規定、別記様式第 1 の改正規定、別記様式第 2 及び別記様式第 2 の 2 の改正規定、別記様式第 3 の改正規定並びに別記様式第 3 を別記様式第 3 の 2 とし、別記様式第 2 の 2 の次に 1 様式を加える改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第 2 による二級建築士免許証及び別記様式第 2 の 2 による木造建築士免許証は、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記様式第 2 による二級建築士免許証及び別記様式第 2 の 2 による木造建築士免許証とみなす。

3 前項の規定により改正後の規則別記様式第 2 による二級建築士免許証又は別記様式第 2 の 2 による木造建築士免許証とみなされる改正前の規則別記様式第 2 による二級建築士免許証又は別記様式第 2 の 2 による木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、改正後の規則別記様式第 2 による二級建築士免許証若しくは二級建築士免許証明書又は別記様式第 2 の 2 による木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の規則第 5 条第 2 項の免許証の書換え交付の申請とみなす。

告 示

宮崎県告示第 854号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年12月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社郷田商会	宮崎県東諸県郡綾町大字南保 303-4	郷田薬局	宮崎県東諸県郡綾町大字南保 303-4	平成22年11月 1 日
医療法人悠隆会	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地 2	デイサービスすこやか	宮崎県延岡市博労町 3 番地 4	平成22年10月 7 日
医療法人悠隆会	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地 2	訪問介護事業所すこやか	宮崎県延岡市博労町 3 番地 4	平成22年10月14日
株式会社びろう会	宮崎県日南市南郷町中村乙6947-2	ヘルパーステーションびろうの里	宮崎県日南市南郷町中村乙6947-2	平成22年11月 1 日
株式会社びろう会	宮崎県日南市南郷町中村乙6947-2	デイサービスセンターびろうの里	宮崎県日南市南郷町中村乙6947-2	平成22年11月 1 日
有限会社M・K企画	宮崎県日南市星倉3354番地 2	介護サービスのぞみ	宮崎県日南市大字板敷 2093番地 1	平成22年11月 1 日
株式会社介護とりハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地13	デイサービスエンゼлтаかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋2525番地	平成22年11月 1 日
株式会社彩美社	宮崎県宮崎市大島町高崎4332番地	訪問介護事業所友愛	宮崎県児湯郡新富町大字上富田井の木田3191番地 1	平成22年10月29日
社会福祉法	宮崎県都城	小規模多機	宮崎県都城	平成22年

人豊の里	市栄町22号5番地 1	能型居宅介護豊明苑	市蓑原町1846番地 1	11月 1 日
------	-------------	-----------	--------------	---------

宮崎県告示第 855号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年12月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社びろう会	宮崎県日南市南郷町中村乙6947-2	居宅介護支援事業所びろうの里	宮崎県日南市南郷町南町11番地 2	平成22年11月 1 日

宮崎県告示第 856号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年12月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
企業組合居宅サービス大地	宮崎県都城市上水流町1182番地 8	企業組合居宅サービス大地	宮崎県都城市上水流町1182番地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市上水流町1182番地 1	宮崎県都城市上水流町1182番地 8	平成22年11月 1 日

宮崎県告示第 857号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年12月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人永山内科医院	宮崎県小林市細野 131 番地 1	医療法人永山内科医院	宮崎県小林市細野 131 番地 1	平成22年 8 月31日

宮崎県告示第 858号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
22年-42	映画	女心と秋の空 ふしだらな子猫	レジェンド・ピクチャーズ <アルゴピクチャーズ>	平成22年11月22日
22 -43	映画	愛人OL えぐり折檻	清水組 <オービー映画>	
22 -44	映画	おまえの母ちゃん Bitch !	レジェンド・ピクチャーズ <アルゴピクチャーズ>	
22 -45	映画	兄貴と俺 ときめきのkiss	加藤組 <オービー映画>	
22 -46	映画	愛するとき、愛されるとき	レジェンド・ピクチャーズ <アルゴピクチャーズ>	
22 -47	映画	くの一姫様責め 艶剣客	藤原組 <新東宝映画>	
22 -48	映画	マッド・ムービーズ～オーストラリア映画大暴走～ (原題) NOT QUITE HOLLYWOOD	ソニー・ミュージックエンタテインメント (オーストラリア、アメリカ)	
22 -49	映画	マチェーテ (原題) MACHETE	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 859号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川 943
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字方川 943（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 860号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月2日から平成22年12月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市今町 7843番 2 地 先から同市 梅北町7749 番25地先まで	旧	9.8 ～ 29.0	128.0
				新	17.4 ～ 30.3	128.0

公 告

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第1項及び第2項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日
 - 学説試験 平成23年2月15日（火曜日）
 - 実地試験 平成23年2月16日（水曜日）
- 2 試験の場所
 - 学説試験 宮崎市清水1丁目12番2号
宮崎歯科技術専門学校
 - 実地試験 宮崎市清水1丁目12番2号
宮崎歯科技術専門学校
- 3 受験願書の受付期間

平成23年1月12日（水曜日）から1月21日（金曜日）まで（郵送の場合は、1月21日付けの消印のあるものまで有効とする。）
- 4 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する保健所（県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療薬務課）
- 5 その他

詳細については、宮崎県福祉保健部医療薬務課（電話0985（26）7055）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、浦之名地区2換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月2日から平成23年1月6日まで
- 3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、浦之名地区5換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月2日から平成23年1月6日まで

- 3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、浦之名地区6換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月2日から平成23年1月6日まで
- 3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、浦之名地区7換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月2日から平成23年1月6日まで
- 3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 1・4・51号 都城西環状線
3・4・64号 山田通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

都城市乙房町、南横市町のそれぞれ一部

(2) 削除する部分

都城市乙房町、南横市町のそれぞれ一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び
都城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成22年12月2日から平成22年12月16日まで

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施した平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成22年12月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

二級建築士（合格者58名）

合格番号	受験番号
22-1	8F-10026P
22-2	8F-10035Y
22-3	8F-10056Y
22-4	8F-10140Y
22-5	8F-10156L
22-6	8F-10254L
22-7	8F-10284N

22-8	8F-10292P
22-9	8F-10293R
22-10	8F-10294Y
22-11	8F-10308Y
22-12	8F-10392Y
22-13	8F-10393K
22-14	8F-10406Y
22-15	8F-10449K
22-16	8F-10534L
22-17	8F-10541L
22-18	8F-10590L
22-19	8F-10592N
22-20	8F-10647M
22-21	8F-10649P
22-22	8F-10689M
22-23	8F-10690N
22-24	8F-10732N
22-25	8F-10734R
22-26	8F-10746N
22-27	8F-10772L
22-28	8F-10775P
22-29	8F-10872N
22-30	8F-10886N
22-31	8F-10985P
22-32	8F-20003Y
22-33	8F-20057P
22-34	8F-20060K

宮崎県知事 東国原 英 夫

22-35	8F-20078P
22-36	8F-20089L
22-37	8F-20099P
22-38	8F-20100R
22-39	8F-20122Y
22-40	8F-20129Y
22-41	8F-20133N
22-42	8F-20142R
22-43	8F-20145L
22-44	8F-20155P
22-45	8F-20172K
22-46	8F-20200K
22-47	8F-20215L
22-48	8F-20221K
22-49	8F-20229L
22-50	8F-20242K
22-51	8F-20245N
22-52	8F-20259N
22-53	8F-20272M
22-54	8F-20285L
22-55	8F-20298K
22-56	8F-20301N
22-57	8F-20314M
22-58	8F-20331R

木造建築士（合格者 0 名）

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
平成22年12月 2 日

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 宮崎県公共事業総合情報システム機器等一式
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成23年 2月28日
 - (4) 契約期間 平成23年 3月 1日から平成28年 2月29日まで（60月）
 - (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。ただし、下記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないこ

とがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7047

イ 提出期限 平成22年12月17日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 期間 平成22年12月2日から平成23年1月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 期間 平成22年12月2日から平成23年1月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会及び入札に関する質問

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、次のとおり対応する。

(1) 質問

質問は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成22年12月17日午後5時まで

イ 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

ウ 提出方法 電子メールで提出すること(アドレス:gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp)。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。なお、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、ホームページにて公表する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 提出期限 平成23年1月12日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館7階 県土整備部会議室

(2) 日時 平成23年1月13日午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of Good/Service up for Bid:

-Public works synthesis information system Sever machinery (hardware and software)-1 Set (Includes supply, installation, adjustment, maintenance, etc. of machinery/tools)

(2) Deadline for the tender:

-5:00 PM on January 12, 2011

(3) Designated Point of Contact for Inquiries Concerning the Above Notice:

-Technical Standards Supervisor of the Engineering Planning Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

-2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN

-TEL: 0985-26-7047

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第119号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年11月15日現在次のとおりである。

平成22年12月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,694人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,449人

宮崎県選挙管理委員会告示第120号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年11月15日現在次のとおりである。

平成22年12月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区 20,133人

宮崎県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設

立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○政党

法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
民主党宮崎県第 1 区 総支部	川 村 秀三郎	木 下 親 幸	宮崎市堀川町 8	衆議院議員 (現 職)	平成22年 8 月 3 日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
津曲牧子後援会	津 曲 牧 子	小 河 恵 子	児湯郡高鍋町大字北高鍋4581- 3	平成22年 8 月 9 日
福永広文後援会	門 脇 末 一	安 仲 利 明	北諸県郡三股町大字蓼池3483- 1	平成22年 8 月16日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党門川町支部	代 表 者	猪 倉 照 央	池 田 金 五 郎	平成22年 8 月30日
	会 計 責 任 者	請 関 義 人	安 田 修	
	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町大字川内 4298	東臼杵郡門川町大字川内 709	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県隊友政治連盟	代 表 者	藤 井 建 吉	雀 ッ 野 環	平成22年 8 月 2 日
日高貞次後援会	代 表 者	長 田 吉 弘	大 野 重 光	平成22年 8 月 5 日
	会 計 責 任 者	土 持 健	本 田 三 恵 子	平成22年 8 月 5 日
重久邦仁後援会	代 表 者	重 久 邦 仁	中 原 辰 夫	平成22年 8 月 6 日
重久邦仁後援会	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町大字宮村 2874- 2	北諸県郡三股町大字蓼池 1345番地	平成22年 8 月12日
津曲牧子後援会	会 計 責 任 者	津 曲 智 邦	小 河 恵 子	平成22年 8 月19日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ますだ幹夫後援会	増 田 幹 夫	増 田 容 子	延岡市北川町長井 308番地	平成22年 8 月 3 日
日本保育推進連盟宮崎県支部	木 本 宗 雄	弘 中 信 厚	宮崎市橋通東 1 丁目 7 - 18橋保育園内	平成22年 8 月11日

宮崎県選挙管理委員会告示第 122号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年12月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 ますだ幹夫後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年收入額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 日本保育推進連盟宮崎県支部
(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	97,307円
ア 前年繰越額	97,236円
イ 本年収入額	71円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	71円
合 計	71円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	97,323円
ア 前年繰越額	97,307円
イ 本年収入額	16円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	16円
合 計	16円

正 誤

平成22年 5 月20日付け県公報 (号外第43号の2) 中

ページ	段	行	誤	正
2	右	47	月中、亀塚	月中

平成22年 6 月11日付け県公報 (号外第52号) 中

ページ	段	行	誤	正
3	右	30	亀塚原南	亀塚、亀塚原南